

登記特別会計

I 特別会計に関する情報

○ 登記特別会計の目的

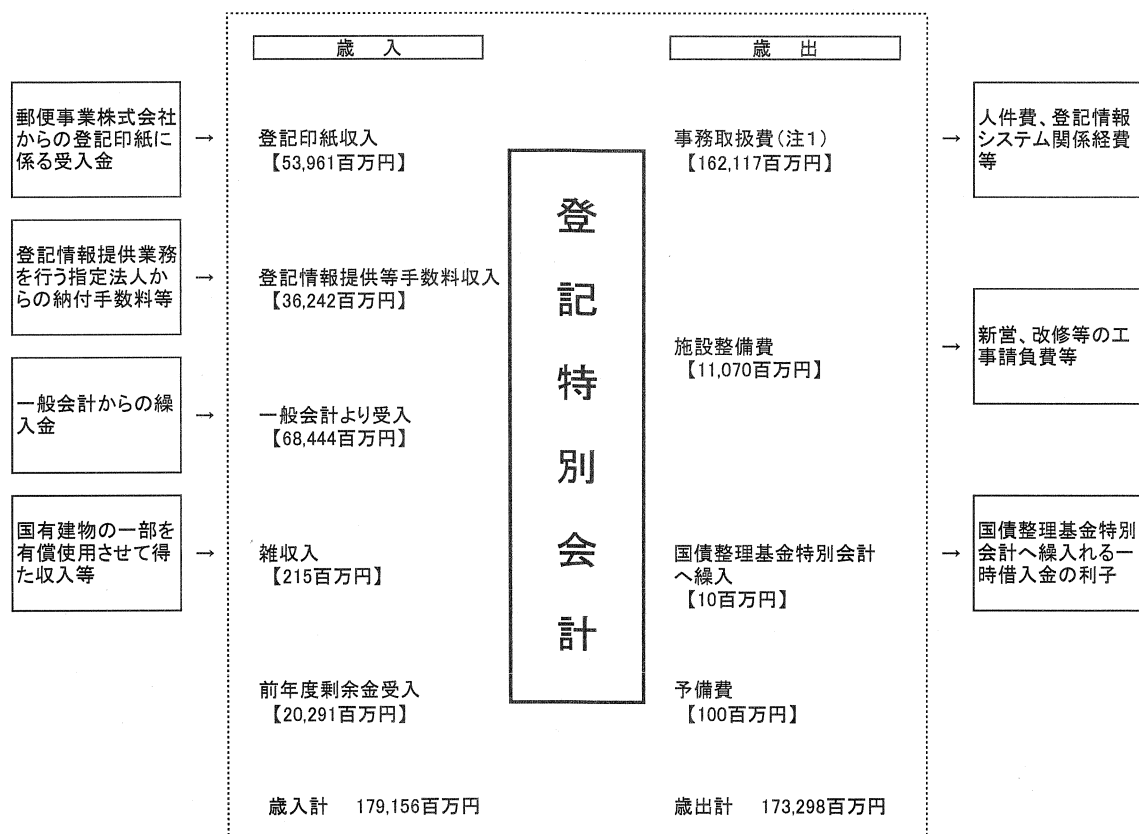
全国の登記所で取り扱っている不動産登記及び商業法人登記の事務については、高度経済成長期以降の激増する登記事件に対する登記事務処理が大幅に遅滞するなど、憂慮すべき状況となっていたため、早急にコンピュータの導入を図るなど登記事務処理体制の抜本的な改革を行い、事務処理の円滑化と適正化を図ることが必要となっていました。

そこで、これに要する経費は登記制度の利用者が負担する登記関係手数料で賄うこととし、登記関係手数料はコンピュータ等の登記関係経費に充てられることを明確にするために、登記特別会計が創設されたものです。

○ 登記特別会計において経理されている事務及び事業の内容

登記特別会計は、昭和60年、「登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため」(旧登記特別会計法第1条)に、設置されたものです。なお、登記制度は、土地・建物という国民の最も重要な財産の権利関係や、社会経済活動の基盤をなす会社・法人の重要事項を公示することにより、国民の権利保全と取引の安全・円滑に資することを目的とする制度です。

○ 登記特別会計の経理方法の概要



(注1) 事務取扱費は次の4経費に分類される。

- ・ 事務取扱いに必要な経費
- ・ 登記事務処理に必要な経費
- ・ 登記情報システムの最適化実施に必要な経費
- ・ 地図管理業務・システムの最適化実施に必要な経費

(注2) 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

(平成21年度(当初)予算ベース)